

平成 21 年 6 月 30 日

## 中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税・個人事業税の減免）の 対象となる導入推奨機器が指定されました

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税・個人事業税の減免）を開始しましたが、このたび、本制度の対象となる導入推奨機器が指定されました。

指定された導入推奨機器は、環境局ホームページ等でご覧いただけます。

### ○指定された導入推奨機器についてはこちら

→ [中小企業者向け省エネ促進税制の対象設備となる環境局の導入推奨機器について](#)

### ○中小企業者向け省エネ促進税制の概要はこちら

→ [4月から「<東京版>環境減税」を開始しました。](#)

#### 【問い合わせ先】

<中小企業者向け省エネ促進税制について>

主税局課税部法人課税指導課 03-5388-2963（法人事業税係）

主税局課税部課税指導課 03-5388-2969（個人事業税係）

<導入推奨機器について>

環境局都市地球環境部計画調整課 03-5388-3443

ただし、ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー設備については、

環境局環境改善部大気保全課 03-5388-3493

## 4月から「＜東京版＞環境減税」を開始しました。

東京都では、低炭素型都市の実現に向け、自主的な省エネ努力へのインセンティブとして、独自に、中小企業者向け省エネ促進税制と次世代自動車の導入促進税制の2つの環境減税を開始しました。

### 1 中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税・個人事業税の減免)

#### ◆ 目的

中小企業者が、地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援します。

#### ◆ 手法

法人事業税・個人事業税の減免

#### ◆ 対象者

「地球温暖化対策報告書」\*等を提出した中小企業者\*\*

\* 総量削減義務の対象とならない中小規模事業所ごとにCO<sub>2</sub>排出量や対策状況などを記載した報告書を作成・提出し、事業所における省エネ対策の推進を促す制度

\*\* 資本金の額が1億円以下の法人、個人事業者等

#### ◆ 対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

○ 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得したもの

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定するもの\*\*\*

\*\*\* 「環境局が導入推奨機器として指定するもの」

環境局は、都内中小規模事業所の温暖化対策推進のため、要綱に定める指定基準を満たす下記の省エネ設備等を、導入推奨機器として指定する予定です。

- ・ 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
- ・ 照明設備（蛍光灯照明器具）
- ・ 小型ボイラー設備（小型ボイラー類）
- ・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）

## ◆ 減免額

設備の取得価額（上限2千万円）の2分の1を取得年度の税額から減免します。（ただし、当期税額の2分の1を限度）

※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可

## ◆ 対象期間

以下の期間における設備の取得が対象となります。

（法人）

平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

（個人）

平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

## ◆ その他

要綱はこちら

[中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱](#)

## 2 次世代自動車の導入促進税制 (自動車税・自動車取得税の免除)

### ◆ 目的

環境負荷の小さい次世代自動車の取得・保有を税制面から支援します。

### ◆ 対象車

- ① 電気自動車
- ② プラグインハイブリッド自動車

※ ただし、平成 21 年度から 25 年度の間には新車新規登録されたものに限る

### ◆ 免除額

(自動車税)

新車新規登録を受けた年度  
及び翌年度から 5 年度分 **全額を免除**

(自動車取得税)

平成 21 年度から 25 年度の間取得 **全額を免除**

#### 【問い合わせ先】

##### ◆ <中小企業者向け省エネ促進税制について>

主税局課税部法人課税指導課 03(5388)2963 (法人事業税係)

主税局課税部課税指導課 03(5388)2969 (個人事業税係)

##### ◆ 省エネ設備等に係る導入推奨機器に関すること

環境局都市地球環境部計画調整課 直通電話 03(5388)3443

(ただし、ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー設備の指定基準については、  
環境局環境改善部大気保全課 直通電話 03(5388)3493)